

平成16年(行ウ)第20号 ハッ場ダム費用差止等請求事件

原 告 柏 村 忠 志 外20名

被 告 茨城県知事 外1名

被 告 変 更 の 申 立 書

2007(平成19)年7月18日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 谷 栄 陽 一
外

第1 申立ての趣旨

本件訴状中の請求の趣旨第1項の(2)について、「水源地域対策特別措置法第12条第1項第1号」とあるのを、「水源地域対策特別措置法第12条第1項」と変更し、同請求の趣旨第3項のうち(2)及び(3)を取り下げるなどを、許可するとの決定を求める。

第2 申立ての理由

1 原告らは、請求の趣旨第3項において、被告茨城県知事に対して(2)水源地域対策特別措置法(以下、「水特法」という。)第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金及び(3)財団法人利根川・荒川水源地域対策基金(以下、「対策基金」という。)の事業経費負担金の支出の差止めを求めた。

ところが、本件訴訟の過程で、それらいずれもが茨城県知事の支出するものではなく、すべて被告茨城県公営企業管理者の権限であることが判明した。

よって、原告らは申立ての趣旨記載のとおり申立てるものである(地方自治法242条の2第11項、行訴法43条3項、40条2項、15条)。

2 なお、茨城県公営企業管理者の権限については、茨城県公営企業の設置等に

関する条例3条2項によるものとされる（乙69）が、当該条例には八ッ場ダム事業とのかかわりについては何の規定もされていない。

さらに、水特法関係の協定書（乙43）や覚書（乙49）、対策基金にかかる協定書（乙48）の作成主体はいずれも茨城県知事となっており、上記負担金の相当部分は一般会計からの支出となっているところからも、被告を誤ったことについて原告方に重過失があったとは言えないというべきである。

以上